

沼田市国土強靭化地域計画

令和3年9月

沼田市

目 次

1 はじめに	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 計画期間	1
(4) 他の計画との関係	1
2 強靭化の基本的な考え方	3
(1) 基本目標	3
(2) 事前に備えるべき目標	3
(3) 基本方針	3
3 脆弱性評価と施策の推進方針	5
(1) 脆弱性評価の考え方	5
(2) 対象となる自然災害	5
(3) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態	6
(4) 施策分野	7
(5) 起きてはならない最悪の事態を回避するための現状分析・評価	8
(6) 評価の総括	8
(7) 施策の推進方針	8
(8) 施策の重点化	9
4 計画の推進と進捗管理	10
(1) 分野別計画等の見直し	10
(2) 施策の推進と進捗管理	10
(3) 重要業績指標《KPI》の設定	10

1 はじめに

(1) 計画策定の趣旨

国においては、平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめとする過去の大災害の甚大な被害や教訓を踏まえ、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」(平成25年法律第95号。以下「基本法」という。)を制定するとともに、「国土強靭化基本計画」(以下「国基本計画」という。)を策定し、人命を守り、経済・社会への被害が致命的にならず、迅速に回復する「強さ」と「しなやかさ」を備えた国土及び経済・社会システムの構築を推進することとしました。

また、群馬県においては、国基本計画と調和を図りながら「群馬県国土強靭化地域計画」(以下「県地域計画」という。)を令和3年3月に策定しています。

このような状況のなか、本市でも、一昨年に発生した令和元年度東日本台風では、大雨特別警報の発令により避難勧告を発令しました。気候変動により局所的な短時間豪雨災害等はますます頻発化・激甚化し、「いつ」「どこで」、甚大な災害が発生するかわからない状況にあることから、災害に強いまちづくりの施策は、本市の最重要施策の一つとなっています。

これらを踏まえ、市政全般の各分野においてハードとソフトの両面から総合的かつ計画的に安全で安心なまちづくりを推進するため、「沼田市国土強靭化地域計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条の規定に基づき策定するものであり、本市における国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画として策定します。

(3) 計画期間

本計画は、令和4年度を始期とし、国基本計画や県地域計画の見直し、社会経済情勢の変化、強靭化に関する施策の進捗状況等を踏まえながら、PDCAサイクルを行い、変更を加えるものとします。

(4) 他の計画との関係

ア 国基本計画及び県地域計画

本計画は、国基本計画及び県地域計画が示す「基本目標」、「事前に備えるべき目標」などと調和を図りながら、国及び県との整合性と役割分担を考慮しつつ策定します。

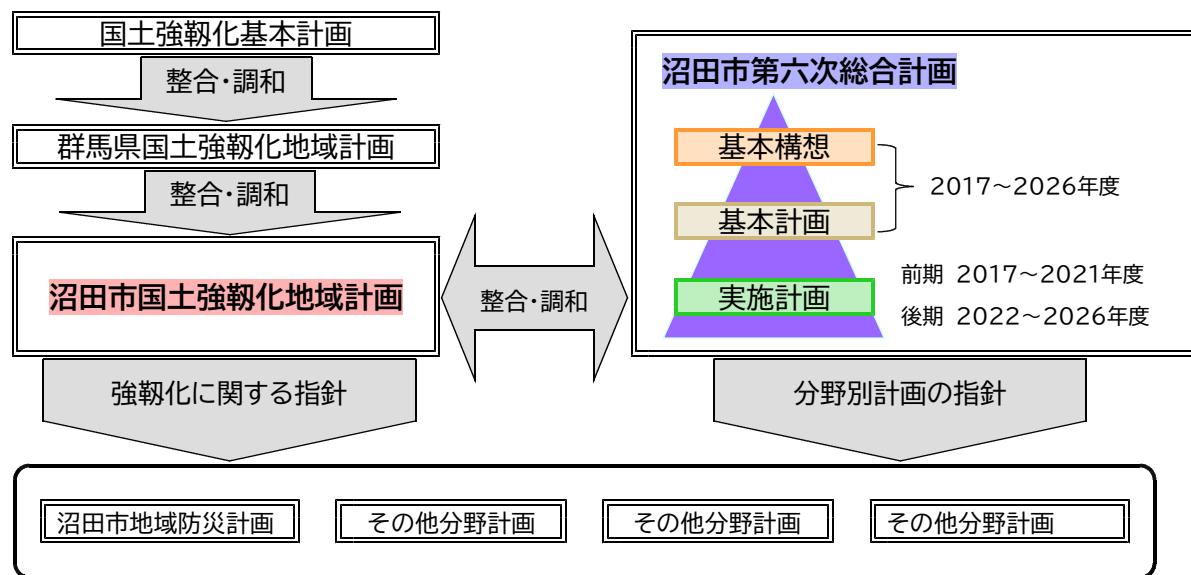
イ 沼田市第六次総合計画

総合計画は、まちづくりの将来像を実現するため総合的なまちづくりの方針や施策の方向性を各分野ごとにまとめたものであるのに対し、本計画は、各分野ごとの計画の強靭化に関する部分の指針であり、総合計画を補完する並列の計画として位置づけることとします。

ウ 沼田市地域防災計画

地域防災計画は、災害への予防の記述はあるが、災害発生時及び発生後の対応を中心に策定した計画であるのに対し、本計画は、発災前の対策を中心に策定した計画です。大規模自然災害による最悪の事態が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興ができる強靭な行政機能や地域社会、地域経済を事前に構築する指針として策定します。

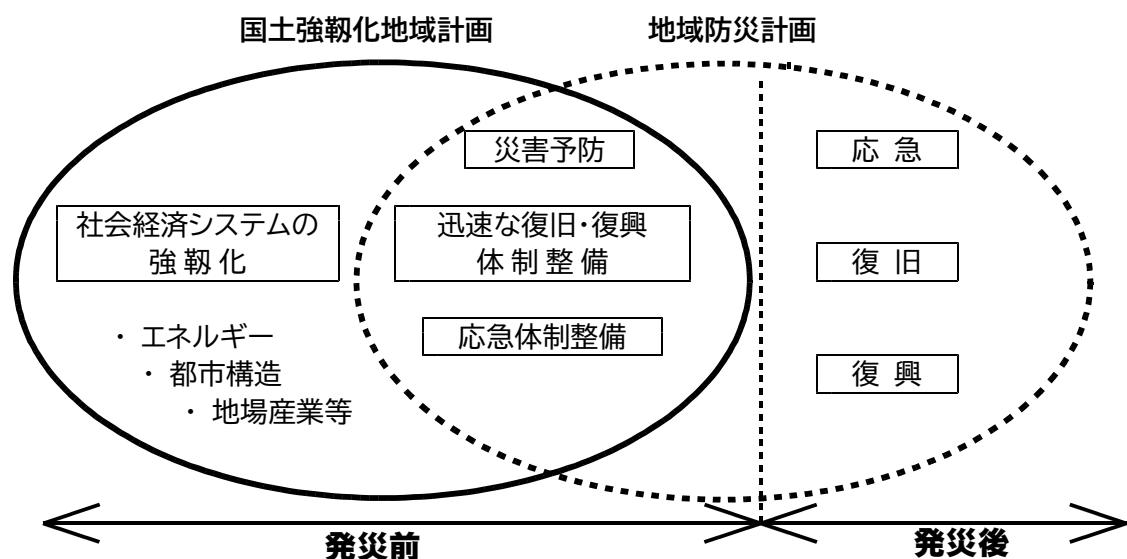
【国土強靭化地域計画の位置づけイメージ】



【国土強靭化地域計画と地域防災計画の特徴】

区分	国土強靭化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	大規模自然災害全般	大規模災害(種別ごと)
主な対象フェーズ	災害発生前	災害発生時・発生後
施策の重点化	有	無
計画の進行管理	PDCAによる管理	無

【国土強靭化地域計画と地域防災計画の相関関係】



2 強靭化の基本的な考え方

本市の強靭化を推進するにあたり、基本法、国基本計画及び県地域計画を踏まえ、「基本目標」と「基本目標」を達成するための「事前に備えるべき目標」をそれぞれ設定するものとします。

(1) 基本目標

- ア 人命の保護が最大限図されること。
- イ 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること。
- ウ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること。
- エ 迅速な復旧・復興に取り組むこと。

(2) 事前に備えるべき目標

- ア 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。
- イ 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行えるとともに、被災者等の健康・避難生活の環境を確実に確保する。
- ウ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
- エ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。
- オ 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない。
- カ 大規模自然災害発生直後であっても、ライフライン・燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に止めるとともに、早期に復旧させる。
- キ 制御不能な二次災害を発生させない。
- ク 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する。

(3) 基本方針

本計画は、国基本計画と県地域計画を踏まえ、以下の方針に沿って国土強靭化を推進します。

ア 基本姿勢

- ・ 人口減少や少子高齢化など社会構造の変化や経済情勢の変化を踏まえて施策を推進する。
- ・ 長期的な視野を持ち、計画的に施策を推進する。
- ・ 本市の経済社会システムが持っている潜在力、抵抗力、回復力、適応力の強化を目指して施策を推進する。

イ 適切な施策の組み合わせ

- ・ ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・ 「自助」、「共助」、「公助」が一体になった防災・減災対策を進めるため、官と民が適切に連携を図り、役割分担に配慮して施策を推進する。
- ・ 大規模災害発生時に防災・減災の効果を発揮するだけでなく、平時にも有効活用される対策となるよう工夫して施策を推進する。

ウ 効果的な施策の推進

- ・人口減少等に起因する市民の需要の変化を捉えて施策を推進する。
- ・財源の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮し、「選択と集中」により施策を推進する。
- ・既存の社会資本を有効活用し、費用の縮減と効果的な施策を推進する。
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理に努める。
- ・限られた資金を最大限に活用するため、国及び県の施策や民間事業者等との連携や協働により施策を推進する。

エ 地域の特性に応じた施策の推進

- ・人のつながりやコミュニティ機能を向上させるとともに、各地区における強靭化推進の担い手が活動できる環境整備に努める。
- ・女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に配慮して施策を推進する。
- ・地域の特性を活かし、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮して施策を推進する。

3 脆弱性評価と施策の推進方針

(1) 脆弱性評価の考え方

国基本方針及び県地域計画では、基本法第17条第1項の規定に基づき、国土強靭化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、評価の結果を踏まえて国土強靭化に必要な施策の推進方針が定められています。

本計画においても、本市の強靭化に関する施策の推進に必要となる事項を明らかにするため、国及び県の評価手法等を参考に、次の手順によって脆弱性評価を行います。

手順① 「対象とする自然災害」の設定

手順② 「事前に備えるべき目標」の達成を妨げとなる「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」の設定

手順③ 施策分野の設定

手順④ 「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を回避するための現状分析・評価

(2) 対象となる自然災害

国基本計画及び県地域計画では、「大規模自然災害全般」を対象となる災害に想定していることから、本市においても、同様とし県地域計画の想定をもとに考えます。

群馬県で想定される主な大規模自然災害

自然災害の種類		想定する規模等
大規模地震	内陸型	M7～8程度、最大震度7を想定。建物被害、火災、死傷者多数発生
台風・梅雨前線等による豪雨 竜巻・突風	大規模水害	記録的な大雨等により大規模水害を想定。例えば、堤防の決壊や河川の氾濫による人的・物的被害等が発生
	大規模土砂災害	記録的な大雨等により大規模土砂災害を想定。例えば、土石流の発生や天然ダムの湛水・決壊による人的・物的被害等が発生
	暴風災害	台風や竜巻、突風など大規模暴風災害による人的・物的被害等が発生
火山噴火		常時観測火山(浅間山、草津白根山、日光白根山)の大規模噴火を想定。例えば、噴石の飛散や火碎流の発生などによる人的・物的被害等が発生
暴風雪・大雪・雪崩		記録的な暴風雪や大雪、大規模な雪崩等による大雪災害を想定。例えば、交通事故・障害、家屋の倒壊等による人的・物的被害等が発生
複合災害		複数の自然災害が同時期に発生する事態を想定。例えば、大規模な地震により被災した直後に豪雨災害が発生

(3) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

脆弱性の評価は、基本法第17条第3項の規定に基づき、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、総合的かつ客観的に行うものとされています。

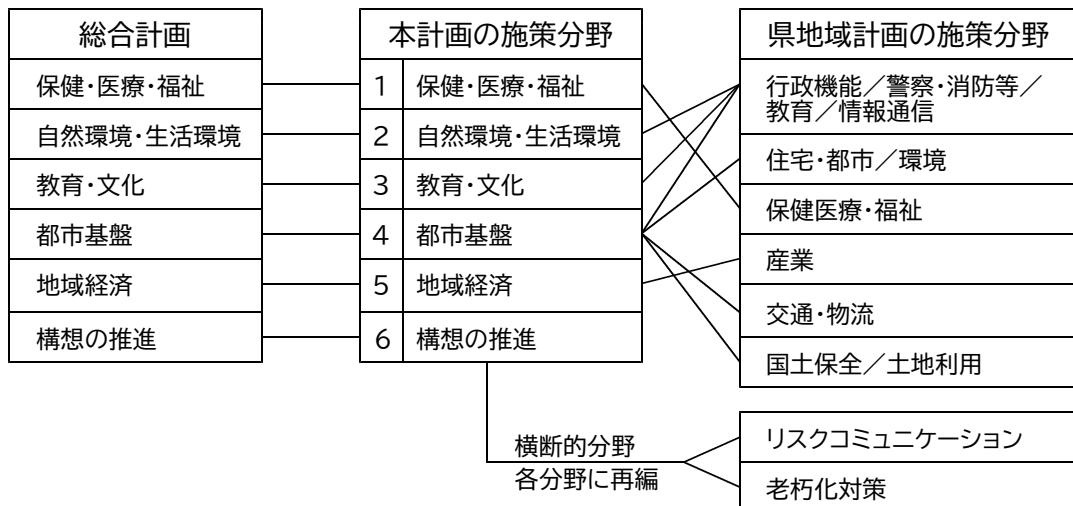
そのため、国基本計画及び県地域計画との調和に配慮しつつ、本市の状況を考慮して「事前に備えるべき目標」の達成の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を次のとおり設定します。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	住宅・建物・施設等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生	
	1-2	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	
	1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	
	1-4	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動が迅速に行えるとともに、被災者等の健康・避難生活の環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止	
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	
	2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
	2-4	医療施設、福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺	
	2-5	被災地における感染症等の大規模な感染拡大	
	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員及び庁舎施設等の被災による行政機能の大幅な低下	
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺、機能停止	
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が伝達できない事態	
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	
5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給停止等による企業活動等の停滞	
	5-2	食料等の安定供給の停滞	
	5-3	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
6 大規模自然災害発生直後であっても、ライフライン・燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に止めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期間にわたる機能停止	
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
	6-4	基幹交通から地域交通網まで、交通ネットワークの長期にわたる機能停止	
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による二次災害の発生	
	7-2	有害物質の大規模拡散・流出による二次災害の発生	
	7-3	農地・森林等の被害による二次災害の発生	
8 大規模自然災害発生直後であっても、社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-2	復旧・復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-3	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響	
	8-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	

(4) 施策分野

本計画では、県地域計画における施策分野と総合計画におけるまちづくりの方向性をもとに、効果的に強靭化を推進するため、6つの施策分野を設定します。



(5) 起きてはならない最悪の事態を回避するための現状分析・評価

(3)で記載した28の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」に対して、最悪の事態を回避するために必要となる事項等について、本市が実施している施策及び事業の進捗状況を踏まえた現状分析を行います。

(6) 評価の総括

現状及び課題の整理を中心とした現状分析の結果、評価結果全体を以下のとおり総括します。

ア ハード対策とソフト対策の組み合わせによる施策の推進

- ・ 防災・減災対策など、本市の強靭化につながる取組は、これまでに実施している施策及び事業がほとんどである一方で、取組それぞれにおいては、改善すべき事項や解決すべき課題が判明されており、引き続き取組を推進し、更に強化していくことが必要です。
- ・ 強靭なまちづくりを着実に推進するためには、建築物等の耐震化や各種施設の老朽化対策及び道路環境整備などのハード対策を進めながら、避難所運営体制や業務継続体制の整備、地域防災力の向上などのソフト対策を並行して進めることができます。

イ 自助・共助の充実

- ・ 強靭なまちづくりを実現するためには、行政による「公助」だけでなく、市民・地域コミュニティ及び事業者による「自助」「共助」がそれぞれの役割を適切に果たすための取組を進めることができます。

ウ 横断的な取組と多様な主体との連携

- ・ 強靭に関するそれぞれの施策及び事業は、市においては全庁にわたる取組であるとともに、事業等の実施主体は、市だけではなく、市民や民間事業者、国・県等の関係機関など多岐にわたります。そのため、全庁横断的に取組を推進するとともに、市民や民間事業者との連携・協力や関係機関との情報共有や連携強化を図り、それぞれの役割に応じた取組を相互に連携しながら進めることができます。

(7) 施策の推進方針

施策の推進方針の決定にあたっては、脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとに必要となる施策を検討の上、整理した後に施策ごとに施策の推進方針を取りまとめました。

また、それぞれの施策の推進方針は、部局を超えて相互に関連すべき事項を含むため、推進にあたっては、庁内関係部局が連携しながら、施策の実効性や効率性が確保されるよう十分に配慮します。

(8) 施策の重点化

限られた資源を効率的・効果的に活用して強靭化を進めるためには、「選択と集中」により重点的に取り組む施策を明確にして計画を推進することが必要です。

本計画では、総合計画における基本施策の位置づけとハード対策とソフト対策の適切な組み合わせによって強靭化を推進する観点から以下の28施策を重点施策として選定しました。

施策分野		重 点 施 策
1	保健・医療・福祉	<ul style="list-style-type: none">・感染症予防対策の推進・医療体制の充実・教育・保育環境の充実
2	自然環境・生活環境	<ul style="list-style-type: none">・水と緑の環境整備・公害対策の推進・適正なごみ処理の推進・再生可能エネルギー利用の推進・防災まちづくりの推進・地域防災の強化
3	教育・文化	<ul style="list-style-type: none">・学習環境の整備・充実・文化施設の充実・スポーツ施設の整備・充実
4	都市基盤	<ul style="list-style-type: none">・市街地の整備・道路網の整備・道路施設のメンテナンス・公共交通機関の充実・集落環境の保全・整備・住宅の整備・空き家対策・公園・緑地の整備・上下水道等の整備
5	地域経済	<ul style="list-style-type: none">・農業経営・生産基盤の整備・農林水産業の振興・企業・創業の促進・経営基盤の強化・地場産業の振興・観光環境と観光振興体制の整備
6	構想の推進	<ul style="list-style-type: none">・地域コミュニティへの支援

4 計画の推進と進捗管理

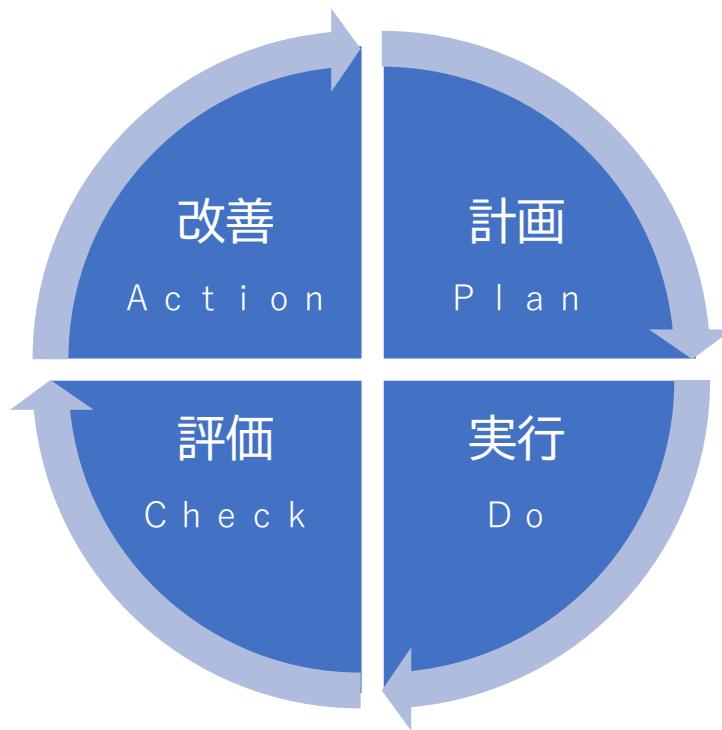
(1) 分野別計画等の見直し

本計画は、総合計画を補完する並列の計画であるとともに、本市の強靭化の指針となる部局横断的な計画であることから、他の分野別計画等については、本計画の内容を踏まえ、必要に応じた改定や内容の修正を行うこととします。

(2) 施策の推進と進捗管理

本計画の実効性を確保するとともに、各施策の進捗状況を常に把握するため、計画の進行管理を毎年度行うこととします。

進行管理を通して、施策の実施結果の確認と評価を行うとともに、評価結果を踏まえた見直しと改善を行い、必要に応じて計画を見直すことで本計画のPDCAサイクルを確立します。



(3) 重要業績指標《KPI》の設定

計画の進行管理を客観的に行うため、施策の進捗率や効果を把握するための重要業績指標《KPI》を設定しました。

この指標は、毎年度実施する進行管理や各分野別計画の改定を踏まえて、目標値の更新を行うほか、必要に応じて見直しを行うこととします。